



政府統計

報道関係者 各位

令和6年9月24日

【照会先】

政策統括官付参事官付行政報告統計室

室長 村田 隆善

(担当・内線) 福祉統計係 (7553・7554)

(代表電話) 03 (5253) 1111

(直通電話) 03 (3595) 2919

令和4年度福祉行政報告例(児童福祉関係の一部)の結果 を公表します

厚生労働省では、このほど、令和4年度「福祉行政報告例」のうち、「精査が必要であるため、確認が終わり結果がまとまり次第公表する」こととしていた児童福祉関係の一部の結果を取りまとめましたので公表します。なお、公表の経緯及び今後の予定については、別紙をご覧ください。

【結果のポイント】

○児童相談所における、児童虐待相談を含む「養護相談」^(注)の対応件数

29万2,119件

※ 児童相談所における相談の対応件数の総数(56万6,013件)の51.6%を占める。

【2頁 図1】

(注) 父母などの保護者不在による養育困難児、棄児、迷子、被虐待児、親権を喪失した親の子、後見人を持たない子どもなど、養育面で環境的問題がある子どもや養子縁組に関する相談

○児童相談所における児童虐待相談の対応件数 21万4,843件

相談の種別では、「心理的虐待」が12万8,114件(構成割合59.6%)で最も多い。

また、主な虐待者別構成割合をみると「実母」が48.0%と最も多い。

【3頁 表1、図2及び図3】

詳細は、別添概況をご覧ください。

1. 公表の経緯

「令和4年度福祉行政報告例」については、児童福祉に関する調査項目の一部について、記入要領に沿った報告がなされていないとの報道（令和5年10月）を踏まえ、翌11月に全ての地方自治体に対して実態把握（こども家庭庁との連名）を行ったところ、一部の地方自治体において、記入要領において求める数値とは異なる数値を計上した報告表が報告されていた（注1）ことが判明しました。

このため、「福祉行政報告例」の毎年の公表の時期である本年1月には、記載誤りがあった児童福祉に関する調査項目の一部（注2）を除いた結果を公表したところです。

（注1）例えば、児童相談所における児童虐待相談対応件数については、判定会議等により児童虐待相談に該当しない事案（非該当事案）は含めないこととしているところ、非該当事案まで含めた数字が計上されていた。

（注2）令和4年度福祉行政報告例のうち、報告表（調査票）第43～第50、第56及び第57をもとに作成される統計表で、児童福祉第1表～第42表、第49表～第53表、閲覧表第1表～第10表及び第12表～第14表の計60表が該当する。

また、実態把握においては、記載誤りが生じた理由についても併せて把握しており、誤りがあった地方自治体からは、記入要領が分かりにくいことや、記入要領を十分に確認せず今までの慣例で報告してしまっていたことなどが挙げられたところです。

このため、本年1月にこども家庭庁と連携して、記入要領の解説書等を作成・配布し、全ての地方自治体に対して令和4年度福祉行政報告例（児童福祉関係の一部）に関するデータの精査を依頼し、誤りのあった地方自治体における報告表の訂正作業が終了したため、今般、とりまとめて公表したところです。

2. 今後の予定

「令和5年度福祉行政報告例」（児童福祉関係の一部）については、令和4年度と同様の記載誤りが生じないように、こども家庭庁と連携しつつ、全ての地方自治体に対して記入要領の解説書等を活用して報告表を作成していただくよう徹底し、今年度中に公表する予定です。

また、令和3年度以前の福祉行政報告例（児童福祉関係の一部）についても、令和5年度福祉行政報告例の作業が終了次第、地方自治体に対して再度、実態把握を依頼し、その結果を踏まえて必要な対応を行うこととしております。